

## (協議事項 1) 都市の魅力づくり

明治以来の開港場として歴史や、六甲山など、地域の強みを活かして、人や企業を惹きつける強い力を持つ街をどのようにして創っていくか。県都神戸の都市としての魅力を高めるため、今後の取組の方向性について協議する。

### 1 三宮再整備

#### (1) 現状・課題

- ・神戸市では、都心・三宮の再整備について、平成 27 年 9 月に、神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン] と三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定。現在、その具現化に向けた取組を迅速かつ着実に推進している。平成 27 年 11 月には「都心三宮推進本部」を設置した。

#### (2) これまでの主な取組

平成 27 年 9 月	神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン] と三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定 [市]
平成 27 年 11 月	「都心三宮推進本部」を設置 [市]
平成 27 年 11 月～	新たなバスターミナルの整備に向けた地元地権者への説明 [市]
平成 28 年 4 月	阪急電鉄が神戸阪急ビル東館建替計画を発表
平成 28 年 6 月～	東遊園地の芝生化実証実験とにぎわい創出事業の開始 [市]
平成 28 年 10 月～	三宮中央通りで KOBE パークレット設置の社会実験開始 [市]
平成 28 年 11 月	葺合南 54 号線の改良工事完了 (平成 28 年度施工分) [市]
平成 28 年 11 月	特定都市再生緊急整備地域への指定

#### (3) 今後の取組の方向性

- ・県市連携により、神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン] と三宮周辺地区の『再整備基本構想』の実現に向けた取組を更なるスピード感を持って推進

【参考】別添「都心・三宮の再整備に関するアクションプラン」

- ・今後、県市連携で都市再生緊急整備協議会を設置し、以下の計画を作成
  - ①都市再生緊急整備地域において大規模な地震が発生した場合に滞在者の安全確保を図るための「都市再生安全確保計画」
  - ②特定都市再生緊急整備地域において国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びそれに関連する公共公益施設の整備等に関する「整備計画」

【参考】p. 5「都市再生緊急整備地域の主な支援措置」

### 2 新長田の活性化

#### (1) 現状・課題

- ・夜間人口は震災前より増加しているが、昼間人口は回復しておらず、J R 新長田駅の快速停車と東改札口復活についても実現に至っていない状況であり、まちの活性化、にぎわいの面で課題がある。

## (2) これまでの主な取組

- 平成 7年3月 市街地再開発事業の都市計画決定 [市]  
(平成 28年8月現在、38棟の再開発ビルが完成、1棟が工事中)
- 平成 12年4月 入居促進事業(家賃補助)開始 [市]
- 平成 20年4月 事業所開設支援事業(内装補助)開始 [市]
- 平成 27年3月 リーディング開発モデル事業 第1弾(神戸アニメストリート)開業 [市]
- 平成 27年9月 兵庫県・神戸市の関係機関の共同移転を発表
- 平成 28年7月 リーディング開発モデル事業 第2弾(アジアン・マーケット・スクエア)開業 [市]

## (3) 今後の取組の方向性

- ・新長田駅南地区の活性化、県民・市民サービスの向上、行政組織の業務効率化を図るため、平成 31年度の合同庁舎の供用開始に向け、県市一体となった取組を推進  
【参考】p.7「新長田合同庁舎の概要」
- ・合同庁舎により創出される波及効果を効果的に取り込み、にぎわいを創出するため、事業所開設支援事業(内装補助)、入居促進事業(家賃補助)を継続 [市]

## 3 新開地の活性化

### (1) 現状・課題

- ・神戸市では、神戸繁昌亭(仮称)及び兵庫区役所の整備を契機とした総合的な新開地活性化施策の検討を進めている。

### (2) これまでの主な取組

- 平成 28年 5月 地元の取組への支援を協調して行うことを県市で合意
- 平成 28年 10月 上方落語協会の臨時総会で「神戸繁昌亭(仮称)」の建設推進を決定

### (3) 今後の取組の方向性

- ・新開地の活性化に向け、神戸繁昌亭(仮称)への支援や商店街等の周辺の活性化策を含めた施策の展開を検討するとともに、県市一体となった取組を推進
- ・新兵庫区役所：平成 30年度末完成予定 [市]
- ・神戸繁昌亭(仮称)：早期開設を目指し、地元・落語協会・県・市の4者で協議

#### <神戸繁昌亭(仮称)事業スキーム案>

- [実施主体] 特定非営利活動法人 新開地まちづくり NPO
- [施設概要] RC 2階建、座席数 200席程度(1F:150席、2F:50席)延床約 500㎡
- [整備費] 経済産業省補助金(地域・まちなか商業活性化支援事業：国庫 2/3)を活用  
地元負担分を県：市＝1：1で支援
- [運用形態] 昼：落語定席、夜：貸館
- [集客促進] 地元・落語協会・県・市及び旅行社、マスコミ等で構成する「利用促進協議会(仮称)」を設置し、集客等を促進

## 4 六甲山の活性化

### (1) 現状・課題

- ・震災の影響や宿泊ニーズの変化などにより遊休施設が増加し、賑わいが喪失。地域の魅力が活かされず、活力が低下

#### <六甲山における企業保養所の現状（平成27年兵庫県調べ）>

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件（30.0%）	81件（34.8%）	71件（30.5%）	11件（4.7%）	233件

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

#### <六甲山における建築物への主な規制>

法令（許可権者）	主な規制内容
自然公園法 （環境大臣）	国立公園第二種特別地域内において ・高さ13m以下又は既存の高さ以下 ・建ぺい率20%以下、容積率40%以下 ・建築面積2,000㎡以下等
都市計画法 （神戸市長）	市街化調整区域における開発行為について ・既存建築物の建替え、増築、移転等に限る（新設は不可）
風致地区内における建築 等の規制に関する条例 （神戸市長）	第一種風致地区において ・高さ10m以下又は既存の高さ以下 ・建ぺい率20%以下 ・緑地率50%以上等

### (2) これまでの主な取組

- ・地域のポテンシャルを生かし、自然公園としての魅力を維持しつつ、土地建物の新たな利活用を図り、賑わいを取り戻すため、県市連携で土地利活用プロジェクトチーム（PT）を設置し、活性化策を協議
- ・PTでは企業保養所の現況、今後の活用意向等の詳細な調査を行うとともに、遊休施設を活用した賑わいづくりモデル事業を実施

#### <六甲山土地利活用プロジェクトチームの概要>

〔目的〕企業保養所等の閉鎖等により活力が低下している六甲山について、国立公園としての魅力を維持しつつ、企業保養所等の新たな利活用などの賑わいを取り戻すための取組や規制緩和のあり方について総合的に検討

〔構成員〕県、神戸市、学識経験者、関係事業者（オブザーバー）環境省等

〔会合〕第1回（H28.5.13）：六甲山土地利活用の問題点と対応、モデル事業の実施方針等

第2回（H28.8.1）：「賑わい創出モデル」候補事業の選定等

第3回（H28.10.17）：企業保養所等に対するヒアリング調査結果の報告等

#### <六甲山上の遊休施設等を利活用した「賑わい創出モデル」候補事業（3件）の概要>

①㈱アーバンヴィレッジ：保養所をゲストハウス（簡易宿所）へ転用

②㈱アマデラスホールディングス：研修施設をレストラン併設の森林体験施設へ転用

③六甲山観光㈱：従業員寮を外国人向けのゲストハウス（簡易宿所）へ転用

### (3) 今後の取組の方向性

- ・ 遊休施設の利活用の促進
  - ① 法律・条例の弾力的運用の推進
  - ② 面的な利用を促進する集団施設地区の指定等も含めた公園計画の見直しの検討
  - ③ 遊休施設活用支援制度の創設 等
- ・ 賑わい創出・ブランド力向上に向けた仕組みづくり（景観保全、環境省と連携したト  
レイルプランの策定など）

## **5 神戸開港150年記念事業**

### (1) 概要

- ・ 神戸港開港が150年を迎える記念すべき年を共に祝い、次世代に向けこれからの神戸の未来を共に作り上げていくため、神戸市では、神戸港での多彩な行事や、港勢拡大につながる事業を実施し、神戸の魅力を日本中・世界中に発信

### (2) 今後の取組

- 平成29年2月 姉妹港・友好港・アジア諸港などの港湾管理者を招いた国際会議 [市]
- 平成29年3月 日本で初めて発着クルーズを実施する「クイーン・エリザベス」の歓迎イベント [市]
- 平成29年5月 神戸開港150年記念式典、神戸開港150年音楽祭 [市]
- 平成29年7月 海フェスタ神戸 [市]
- 平成29年9月 秋の「食」イベント [市]

### (3) 今後の取組の方向性

- ・ 大規模なイベントにおける安全対策の連携
- ・ 県内外へのプロモーション活動等の実施

#### **【関連】県政150年記念事業の展開**

- 平成29年～ 平成30年度に迎える兵庫県政150年を契機とした新たな取組（県庁発祥の地・記念施設の整備を含む）を具体化 [県]

## 都市再生緊急整備地域の主な支援措置（国土交通省）

## 1 法制上の支援措置

## ■都市再生特別地区

都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能

大阪駅北地区：容積率 800%→1600%等



## ■道路の上空利用のための規制緩和

都市再生緊急整備地域内における都市再生特別地区の都市計画に位置づけることで、道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建築物を建てる事が可能



## ■その他の法制上の支援措置

- ・都市再生事業を行おうとする者からの都市計画の提案制度
- ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の認可期間を設定（3ヶ月以内等）
- ・都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等に係る容積率の特例
- ・下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和 **特定都市再生緊急整備地域のみ**

## 2 財政支援

■国際競争拠点都市整備事業 **特定都市再生緊急整備地域のみ**

特定都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援

■国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業 **特定都市再生緊急整備地域のみ**

特定都市再生緊急整備地域において官民により構成された都市再生緊急整備協議会が行う国際的ビジネス環境等改善に資する取組及びシティセールスに係る取組を支援

## ■都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくソフト対策（避難訓練、情報伝達や備蓄手順の確立等）、ハード対策（備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備等）を支援

## 3 金融支援

## ■民間都市開発推進機構によるメザニン支援\*

都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が行う、公共施設等の整備を伴い、環境に配慮した都市開発の整備を支援

※メザニンとは「中二階」の意味。一般財団法人民間都市開発推進機構が政府保証で資金を調達し、優良な都市開発プロジェクトを行う民間事業者を安定的な金利による長期の貸付や社債取得で支援

## 4 税制支援 ※括弧内は特定都市再生緊急整備地域の場合の特例

## ■所得税・法人税：5年間3（5）割増償却

## ■登録免許税：建物の保存登記について本則4/1,000を3.5/1,000（2/1,000）に軽減

## ■不動産取得税：課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除

※参酌基準を1/5（1/2）とし、1/10（2/5）以上3/10（3/5）以下の範囲内

## ■固定資産税・都市計画税：5年間課税標準から市町村の条例で定める割合を控除

※参酌基準を2/5（1/2）とし、3/10（2/5）以上1/2（3/5）以下の範囲内

# 都市再生緊急整備協議会とは

- 都市再生緊急整備協議会における市街地の再整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会
- 協議会は、都市再生緊急整備地域の「都市再生安全確保計画」並びに特定都市再生緊急整備地域の「整備計画」を作成することができる
- 協議会会議は、都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行う

## <体制>



協議会規約第十二条に基づき設置

## <構成員>

- (1) 国の関係調整機関等の長【都市再生特別措置法 第19条第1項】
  - ①国の関係行政機関の長のうち本部長（＝内閣総理大臣）
  - ②本部長の委嘱を受けたもの（＝各省大臣）
  - ③関係地方公共団体の長（＝都道府県知事・市町村長）
- (2) 独立行政法人の長等【都市再生特別措置法 第19条第2項】
 

→ (1) が協議して加えることができる者

  - ①独立行政法人の長
  - ②特殊法人の代表者
  - ③地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く）
  - ④地方独立行政法人の長
  - ⑤都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者
  - ⑥ " 地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者
  - ⑦ " 地域内の建築物の所有者、管理者、占有者
  - ⑧鉄道事業者

# 都市再生緊急整備協議会の役割

## 都市再生緊急整備地域

### <都市再生安全確保計画>

- ・滞在者等の安全確保に関する基本方針
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備に関する事業並びに実施主体及び実施期間に関する事項
- ・上記施設の適切な管理のために必要な事項
- など

## 特定都市再生緊急整備地域

### <整備計画>

- ・都市の国際競争力強化に関する基本的な方針
- ・都市の国際競争力強化を図るために必要な都市開発事業や公共公益施設の整備に関する事業（実施主体・期間）
- ・上記事業により整備された施設の適切な管理のために必要な事項

作成

※計画等に記載された施設等に国による予算支援がある。

都市再生緊急整備協議会

## 新長田合同庁舎の概要

### 1 事業概要

阪神・淡路大震災で甚大な被害を受け、今もなお、かつてのにぎわいが戻っていない新長田駅南地区において、県・市それぞれの関係機関を共同移転し、昼間人口の回復によるまちのにぎわいづくり創出と、県・市連携による行政サービスの向上を図り、本格的な復興、地域の活性化へとつなぐ。

兵庫県	神戸市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神戸県民センター (県民交流室、県税事務所)</li> <li>・ 県立神戸生活創造センター</li> <li>・ 住宅供給公社 (神戸事務所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税部門 (本庁税務部門・各区市税事務所)</li> <li>・ 神戸すまいまちづくり公社</li> </ul>
職員数：約 300 人	職員数：約 750 人

### 2 庁舎概要

- (1) 名称 新長田合同庁舎
- (2) 建設地 神戸市長田区二葉町 5 丁目  
(アスタくにつか 5 番館南棟 東側)
- (3) 構造等 鉄骨造・地上 8 階建て (地階なし)
- (4) 敷地面積 3,812 m<sup>2</sup> (用途地域：商業地域)
- (5) 建築面積 2,870 m<sup>2</sup>
- (6) 延床面積 19,098 m<sup>2</sup>



### 3 フロア構成

8 階	神戸市	神戸すまいまちづくり公社
7 階	兵庫県	神戸県民センター (県民交流室・県税事務所)
6 階	兵庫県	
5 階	神戸市	市 税 部 門
4 階	神戸市	
3 階	神戸市	
2 階	神戸市	
1 階	兵庫県	県立神戸生活創造センター

### 4 スケジュール

平成 29 年度中 工事着手  
平成 31 年度 (時期未定) 供用開始

## (協議事項2) インバウンド拡大に向けた取組

インバウンド誘客の拡大や経済交流の活性化に向け、プロモーションの拠点としての海外拠点の連携・協力の強化や、神戸市及び兵庫県への来訪者倍増を目指す県市協調による取組について協議する。

### 1 海外拠点の連携によるプロモーション強化

#### (1) 現状・課題

- ① 神戸へのインバウンドは順調な伸びがあるものの、東京～箱根・富士山～京都・大阪のゴールデンルートと比較すると、宿泊客を中心としたより一層の誘客が必要
- ② さらなる誘客を見据え、これまでのアジア市場に加えて欧州市場等へのプロモーションや個人旅行者への対策を実施

#### (2) これまでの主な取組

- ① 周辺自治体や神戸国際観光コンベンション協会、市内観光関連事業者と連携した、海外現地プロモーションや海外マスコミ及び海外旅行社の招請 [市]
- ② タイ市場については、現地ニーズ等の情報収集や神戸観光についての情報発信、及び事業者マッチングのための観光ネットワーク拠点の設置 [市]

#### (3) 今後の取組の方向性

- ① 兵庫県海外事務所を通じた情報収集・発信の充実（パリ事務所による欧州メディア招聘事業の展開等）、県市の観光ネットワーク拠点等の連携と相互活用（香港経済交流事務所における観光デスク機能の充実等）
- ② 急激に増加する個人旅行者や欧米等の新規エリアからの来訪者獲得のための県内の新たな周遊ルートの検討

### 2 来訪者倍増を目指す共同取組

#### (1) 現状・課題

- ① 平成27年の訪日外国人旅行者数は本県128万人、神戸市108万人（いずれも推計値）と過去最高になったが、大阪、京都との旅行者数の差は拡大しており、誘客を増やすためには、リピーターや個人旅行者の取り込みが不可欠
- ② 県内他地域への周遊につなげるため、関西と瀬戸内の広域観光周遊ルートの玄関口である神戸市との連携が重要。Wi-Fi環境のさらなる充実や新たな宿泊施設の整備、体験型プログラムの創出などが課題

#### <県内ホテルの稼働状況>

平成27年 県内ホテル稼働率：シティホテル 80.2%、旅館 36.2%

## **(2) これまでの主な取組**

### **① Wi-Fi 環境整備への支援**

県と神戸市の協調した支援による神戸市内観光施設の無料 Wi-Fi スポットの拡大  
＜無料 Wi-Fi スポットの整備状況＞

- ア) 関西広域連合による「KANSAI Free Wi-Fi (Official)」の運用開始 (H28.10～)  
NTT 系、KDDI 系ともに 10 月 1 日より運用開始
- イ) 本県の Wi-Fi 整備事業  
補助事業・・・市町・民間の Wi-Fi アクセスポイント整備を支援  
県施設での整備・・・県立施設等で Wi-Fi アクセスポイントを整備

### **② 共同プロモーションの実施**

県、神戸市等で構成する「兵庫県外客誘致促進委員会」による海外旅行博覧会展出などの共同プロモーションの実施

＜海外での共同プロモーションの実施例＞

- ア) 韓国 慶尚南道、釜山広域市への「兵庫県観光交流団」の派遣 (H27.9)
- イ) WORLD TRAVEL MARKET LONDON 2016 への出展 (H28.11) ※同 2017 にも出展予定

### **③ ミシュラン社と連携した観光情報発信**

県、神戸市等で構成する「兵庫の魅力海外情報発信協議会」とミシュラン社との連携により作成した「ミシュランガイド兵庫特別版 (ホテル・レストラン)」や新たに公開する「ミシュラン・グリーンガイド兵庫 Web 版 (観光地)」による観光情報発信

## **(3) 今後の取組の方向性**

### **① 兵庫県の海外事務所を活用した神戸への外国人旅行者誘客の促進**

- ア) 香港経済交流事務所における観光デスク機能の充実
- イ) パリ事務所による欧州メディア招聘事業の展開

### **② 体験型プログラムの創出**

外国人旅行者をターゲットに観光農園等での農業体験や食の提供等を行う「神戸アグラインバウンド推進プロジェクト」を県、神戸市、JA 兵庫六甲の共同で推進

### **③ 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 に向けた外国人旅行者受入基盤の整備**

2021 年に関西 8 府県 4 政令市が共同で開催する生涯スポーツの祭典「関西ワールドマスタースゲームズ 2021」に向けて、Wi-Fi 環境や宿泊施設等の外国人旅行者受入基盤の整備を推進

### (協議事項3) 中小企業支援における連携強化

中小企業の活性化をめざし、神戸市産業振興財団及び産業活性化センターによる支援機能の強化、若者の地元就職や企業の人材確保、中小企業融資制度などについて協議する。

#### (1) 現状・課題

##### ① 中小企業の振興

兵庫県では、平成27年10月に施行した「中小企業の振興に関する条例」に基づき、地域創生のカギとなる中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の発展と雇用の促進に資する取組を実施

##### ② 兵庫県・神戸市の制度融資の状況

県市で個別に制度融資を実施していることから、類似制度がある。

区 分	県		神戸市
		神戸市域	
資金数 (H28年度)	28 資金	—	15 資金
融資枠 (同 上)	3,500 億円	—	300 億円
融資実行額 (H25～27 平均)	1,567 億円	506 億円	135 億円

※類似する制度融資：長期資金、設備投資促進貸付、新規開業貸付等

#### (2) これまでの主な取組

##### ① 県市連携による総合的な中小企業支援の展開

ひょうご産業活性化センターを中核機関とし、神戸市産業振興財団、商工会議所等で中小企業支援ネットひょうごを構築し、中小企業を総合的に支援

##### ② 中小企業奨学金返済支援制度事業

実効的な県内の中小企業の人材確保、若年者の県内就職促進を図るため、従業員の奨学金返済負担軽減を行う企業に対する補助を実施 [県]

##### <中小企業奨学金返済支援制度事業の概要>

[補助対象] 本社が県内にあり、支援対象者に対する奨学金返済負担軽減制度を有している中小企業

[支援対象者] 対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ① 正社員である者
- ② 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③ 申請年度の4月1日時点で当該企業就職後3年以内の者
- ④ 申請時点で県内事業所に勤務する者
- ⑤ 申請年度末時点で30歳未満の者

[補助期間] 支援対象者1人につき、最大3ヶ年(就職3年目の者であれば、補助期間は最大1年間)

[補助額] ① 支援対象者1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1

② 上限6万円/年

※支援対象者に対する企業の支出額の2分の1が6万円を下回る場合は、その額

③ 平成28年度の補助対象額は、平成28年10月1日～平成29年3月31日の返済額

[実施期間] 平成28年12月～平成31年度

### (3) 今後の取組

#### ① ひょうご産業活性化センター移転による支援機能の強化

ひょうご産業活性化センターが神戸市産業振興財団と同じビルへ移転することにより、縣市総合相談窓口を設置し、ワンストップで相談対応を実施

#### ② 中小企業奨学金返済支援制度事業の縣市協調実施

神戸市と中核市3市（姫路市、尼崎市、西宮市）にある中小企業の事業所の従業員については、当該市が事業実施する枠組み

※事務処理は神戸市、中核市も含め雇用開発協会に対応

#### ③ 制度融資の縣市協調実施

神戸市内中小企業者の利便性向上に向け、縣市が連携、協調して実施する手法を検討

#### <連携・協調の対応案>

ア) 平成29年度新規融資分より、全ての資金を県に一元化

イ) 政策的に市の独自性の強いものは、市が引き続き制度設計を実施

【参考】 p.12 「協調イメージ」

## 協調イメージ

□ : 平成29年度から協調実施の検討対象

(融資枠は平成28年度ベース)

区分	兵庫県		神戸市		
	名称	融資枠 (億円)	名称	融資枠 (億円)	
事業 展開 融資	新分野 進出資金	【1】経営革新貸付	事業承継支援資金	1	
		①海外市場開拓支援貸付		①こうべ挑戦企業支援資金融資	18
		②第二創業貸付			
		③事業応援貸付			
	④新技術・新事業創造貸付				
	設備投資 資金	【2】設備投資促進貸付	700	長期事業資金(設備)	15
		【3】防災・エネルギー設備促進貸付	100	防災・エネルギー対応資金	10
	立地資金	【4】拠点地区進出貸付	100	産業立地促進資金	20
		【5】産業団地進出貸付	10		
	開業資金	【6】新規開業貸付	85	創業支援資金 融資	起業家支援資金 1 新事業創出(医療・福祉・情報・ 通信産業)資金 1
		⑤再挑戦貸付	10	/	
	観光・商業 資金	⑥商店街活性化貸付	10		
		⑦商店活性化貸付	5		
		⑧観光等設備貸付	5		
⑨旅館等雇用対策貸付		5			
ユニバーサル 資金	⑩ユニバーサル推進貸付	5			
小計		1,435		66	
経営 安定 融資	経営安定 資金	⑪経営円滑化貸付(一般保証)	セーフティ ネット資金 (100%保証分)	②(一般保証分)	50
		【7】経営円滑化貸付(100%保証分)			
		【8】連鎖倒産防止貸付		5	
		【9】金融変化対策貸付		5	
		【10】企業再生貸付		10	
	【11】経営力強化貸付	50	こうべ経営力強化資金	10	
	借換資金	【12】借換等貸付	100	借換資金	10
小計		970		70	
一般 事業 融資	長期資金	【13】長期資金	700	長期事業資金(運転)	25
	短期資金	【14】一般貸付	100	短期資金	10
		⑫貿易貸付			
				③季節資金	70
	小規模 資金	⑬特別小規模貸付	175	④小規模企業おうえん融資	45
		⑭無担保・無保証人貸付	10	⑤無担保無保証人融資	2
		⑮小規模無担保貸付	50	⑥小規模事業資金	12
その他	⑯経営活性化資金	60			
小計		1,095		164	
合計		3,500		300	

□ の計 約2,850億円

うち兵庫県 約2,700

うち神戸市 約150

## (協議事項4) 県営住宅と市営住宅の連携強化

県、市が運営している公営住宅について、住民サービスの向上及び公営住宅ストックの効率的な運営を図るため、公営住宅事業の連携強化の方向性について協議する。

### 1 住民サービスの向上に向けた取組

#### (1) 現状・課題

- ・兵庫県・神戸市がそれぞれ公営住宅事業を実施

(公営住宅事業の実施状況)

平成 28 年 3 月末現在

区分	兵庫県 (県営住宅)	神戸市 (市営住宅)
管理戸数	全県 52,684 戸 (うち神戸市内 15,361 戸)	51,165 戸
指定管理者	神戸市内は兵庫県住宅供給公社、 (株)東急コミュニティー	神鋼不動産ジークレフサービス(株)、 日本管財(株)
応募受付	上記指定管理者	神戸すまいまちづくり公社

- ・募集回数や募集方法、住宅の種類、入居要件、家賃の決定方法等に相違があり、利用者に分かりづらい。

(県営住宅と市営住宅の主な相違点)

項目	県	市
募集回数・方法	年 12 回	年 4 回 (住宅困窮度や落選回数等に 応じたポイント付与制度あり)
建替住宅の 面積	約 40 m <sup>2</sup> (1~2 人) 約 55 m <sup>2</sup> (2~3 人) 約 65 m <sup>2</sup> (3~4 人) 約 75 m <sup>2</sup> (4 人以上) の 4 種類	約 40 m <sup>2</sup> (単身可) 約 50 m <sup>2</sup> (1~3 人以上) 約 60 m <sup>2</sup> (2~3 人以上) 約 70 m <sup>2</sup> (3~4 人以上) の 4 種類
主な募集要件	・県内在住又は在勤 ・シルバーハウジング 60 歳以上 ・新婚世帯は夫婦計 80 歳以下 ・生活保護受給者は対象	・市内在住又は在勤 ・シルバーハウジング 65 歳以上 ・夫婦の合計年齢 70 歳以下で申込 可能な住宅有り ・現在、住宅扶助内で家賃を支払 っている等家賃の自己負担額が ない生活保護受給者は対象外
家賃算定	浴槽、下水道設備、給湯設備、緊 急通報システム、ペット仕様、EV の有無 を利便性係数に反映	浴槽、EV、バルコニーの有無を利便性 係数に反映
家賃減免	年間総収入の 15% (又は 13%) を乗 じて負担額を算出 (上限 60%・上限 額 20 千円)	生活保護をベースとした支出基準額 と年間総収入の割合に応じて減免 (上限 70%)

#### (2) これまでの主な取組

平成 28 年 5 月～ 「縣市公営住宅連絡調整会議」を設置  
(ホームページの相互リンク、募集パンフレットの配布場所の拡  
充を実施)

### (3) 今後の取組の方向性

- ・ 縣市共通の応募案内チラシの作成・配布の取組など、募集や受付における連携強化
- ・ 平成 31 年度に供用開始を予定している新長田合同庁舎での県営・市営住宅の募集窓口のワンストップ化に向けた連携強化

## **2 公営住宅ストックの効率的な運営のあり方**

### (1) 現状・課題

- ・ 縣市がそれぞれの計画に基づいて、公営住宅ストックを適切に維持管理しつつ、その再編や有効活用を推進
- ・ 建替え、改修等を実施する際、県営住宅と市営住宅が近接している場合でも、相互に有効な活用ができていない。

### (2) これまでの主な取組

- ・ 廃止・建替え予定住宅の入居者に対する相互の申込資格付与
- ・ 借上住宅居住者の住替え先における県営住宅、市営住宅の相互斡旋

### (3) 今後の取組の方向性

- ・ 改修等の仮移転先や住替え先としての相互斡旋の検討
- ・ 近接する県営住宅、市営住宅の再編における一体的な事業計画の検討
- ・ 将来的な公営住宅の一元管理の可否についての検討